

ビジネスパートナーのための行動規範

フエストグループ

はじめに

長年の伝統を持ち国際的に活躍するファミリービジネスとして、フエストはその最優先事項を人間と環境に対する誠実さと責任に置いています。

ですから、フエストは、関連法令に従った非の打ちどころのない高い水準の倫理的行動を求めます。フエストは、この行動規範においてこれらの理想にコミットすることを宣言し、そしてフエストの商業的環境及び社会的環境並びにフエストの世界中の従業員及びその他すべての利害関係者に対し、その責任を確認します。

1. 目的、適用範囲

この行動規範は、フエストのすべてのビジネスパートナーについてその日々の事業における拘束力のある指針であるものとします。

この行動規範は、フエストの価値観を補完するものとして、フエストがすべてのビジネスに対して適切かつ必須と考える行動原則を定める最低限の基準です。

この行動規範は、たとえ特定の国々でこの行動規範に反する行動やビジネス慣行が公的機関及び一般社会から要求され、期待され、又は容認される場合であっても、世界中のすべてのフエストのビジネスパートナーに適用されるものとします。

特定の国において、この行動規範で定めるよりも厳しい規則又は行動原則が施行されている場合は、それらの厳しい規則が適用されるものとします。

2. ビジネス環境における責任のある持続可能な行動

2.1 法律、人権、安全/衛生への適合性

その活動しているどの国においても、ビジネスパートナーは、適用されるすべての現地法令及び最低限の工業規格を遵守するものとします。したがって、現地のすべてのデータ保護法の遵守も確保されます。ビジネスパートナーは、特に EU の自然人のデータが非 EU 諸国に移転される場合には、拘束力のある保護レベルを持つ EU 一般データ保護規則（GDPR）を確実に遵守します。

フエストは、ビジネスパートナーが世界人権宣言の全 30 条、ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルの国際基準 SA 8000、国際労働機関（ILO）の 8 つの基本条約と労働における基本的原則及び権利に関する宣言を含む国連の国際人権規約に組み込まれた価値（すなわち、結社の自由と団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の排除、児童労働の効果的な廃止、雇用と職業に関する差別の排除）を厳密に尊重することに感謝し、そのようにすることを期待します。

フエストのサプライヤーは、関連する原材料、特に 3TG や鉱石（紛争鉱物）に関する相当な注意義務を遵守する必要があります。フエストはそのビジネスパートナーに対し、適用されるすべての紛争鉱物

規制を遵守することを期待します。

2.2 寛容さと機会の平等

グローバルに活動する企業として、フエストは様々な国籍、文化、人生哲学を持つスタッフやビジネスパートナーと仕事をしています。お互いの仕事を特徴づけるのは尊敬、寛容、尊重、公正さ、そしてオープンであることです。

ですからフエストは、ビジネスパートナーに対し、差別、ハラスメント、不利益、屈辱、そしてその他のすべての礼を失した扱いを例外なく拒否することを期待します。

特に、人種や民族、宗教や信条、障害、年齢や性的指向、政治的意見などを理由とする差別は、機会均等の原則と EU の均等待遇指令に基づいて禁止されます。

また、職場におけるあらゆる形態のハラスメントは基本的に禁止されます。上記のことに関しては、被害を受けた人が問題となっている行動を回避できるかどうか、あるいはこの原則に違反している人が自分の行動を許容できているかどうかは関係ないものとします。

2.3 持続可能性と環境保護

フエストは持続可能性と環境保護の原則に従います。私たちは資源の希少性と将来の世代に対する私たちの責任を認識しています。そのため、私たちは国際的な ISO 規格 14001 に基づいた環境マネジメントシステムを導入しました。

それぞれの国の現地法令を含め、適用されるすべての環境保護法を遵守すること及び社会的・環境的影響の継続的改善に努めることは、フエストとそのビジネスパートナー双方にとって自明の義務です。

2.4 公正な競争

フエストは、国内でも国際的にも、市場経済ルールと公正でオープンな競争を認めています。それゆえに、フエストはビジネスパートナーが競争法の原則を確実に守ることを期待します（例えば、市場協定を行わないようにすること — 特に、価格や容量、非競争条件に関する競合他社との協定を行わず、サプライヤーや顧客のボイコットを行わず若しくはそのようなボイコットの支援を行わず、また入札手続き中における不正な入札提示を行わず、又は顧客や地域、生産プログラムに関する分割協定を行わないようにすることなど）。

2.5 賄賂や汚職の禁止

フエストは、いかなる形態の汚職も容認せず、いかなる種類の贈収賄も断固として拒否し、国連の汚職防止条約を厳守します。

フエストのビジネスパートナーは、商品やサービスを調達する際の優遇措置の見返りとして、第三者、第三者のスタッフや代表者、役職者、政治家、これらのグループの親族や関係者に利益を提供したり、約束したり、供与したりすることを拒否し、差し控えることが要求されます。

これに関連してフエストは、ビジネスにおける汚職撲滅のための国際商工会議所（ICC）のガイドラインと要件、並びに米国の FCPA（海外腐敗行為防止法）の原則及び英国の 2010 年贈収賄法を遵守することをビジネスパートナーに期待します。

2.6 利益と報酬

フエストは、そのビジネスパートナーに対し、ビジネス活動全体に関連して直接的・間接的な贈答品やその他の利益を提供したり、作ったり、要求したり、受け取ったりしないことを期待します。このことは、時たま行われるもてなしや贈り物であって、重要な金銭的価値がなく、通常のビジネスエチケットや地域文化のレベルに適合した、法的に認められている範囲内で行われる場合には適用されないものとします。

ただし、この種のもてなしや贈答品の提供および受領は、いかなる場合においても、法的規制に違反していないこと及びビジネス上の意思決定に影響を与える可能性が最初から排除され得るものであることを条件とするものとします。また、金銭を要求したり、受け取ったりすることは、すべての場合において禁じられるものとします。

第三者、特に販売員、流通業者、ブローカー、コンサルタント、その他の仲介者に支払われる報酬（特に手数料の形態で支払われるもの）は、提供された仕事に見合ったものでなければならず、特に報酬を受けた活動の対象と決済日については完全に書面で記録されるものとします。これらの支払いは、既存の規則を迂回しているという憶測を生み出すことがないような規模でなければなりません。

2.7 支払い

受領した納品およびサービスに対する支払いは、（法的に有効な債権譲渡契約または強制的な償還がない場合）関連する契約の相手方への直接の支払いに限るものとし、必ず契約の相手方の登録事務所がある国で行うものとします。現金での支払いは禁止されます。ただし、100 ユーロ又は 100 ユーロ相当の現地通貨額までの金額による支払いで、それら現金支払いに関して適切に署名された領収書が発行されている場合は例外とします。

2.8 フエストのビジネスパートナーの選定

フエストは、純粋に客観的で経済的な基準に基づいてそのビジネスパートナーを選定し、サプライヤーからのすべてのオファーを公正かつ公平に審査します。

非ビジネス的な理由でサプライヤーを優遇し又はサプライヤーに不利益を与えること、特に個人的な理由でそのようにすることは原則として禁止されます。

入札招請がなされた場合、他の理由（品質、サービス、長年の取引関係、信用度など）によって異なる決定が正当化されない限り、最も費用対効果の高い入札者を落札者としてその者との間で契約が締結されるものとします。これらの場合には、入札に関して第三者による権利主張がなされないようにするため、決定に至る考慮事項を书面化するものとします。

フエストは、この行動規範の要求事項が、可能な場合には、ビジネスパートナーによって（そして特に、サプライヤーのみならず顧客やその他の第三者によって）その契約書中に盛り込まれるべきであるという原則を重要視します。

2.9 外国貿易、輸出管理、関税に関する規制

フェストは、外国貿易、禁輸、関税、テロリズムの取締りに関するすべての規制及びこれらの支払プロセスに関連して確立された規制であってフェストがビジネスを展開しているいろいろな国々において適用されるものを遵守します。フェストはまた、ビジネスパートナーにも同様のことを期待します。

3. 終わりに

フェストは、すべてのビジネスパートナーが各々この行動規範に表現されている価値観を尊重し、ビジネス上の取引においてこれら価値観に留意し、それら価値観が確実に遵守されるようにすることを期待します。

違反や違反を煽ることは容認されず、ビジネス関係の終了を含むあらゆる利用可能な法的手段を用いた適切な法的措置につながるものとします。

本行動規範のすべての違反は開示されるものとします。開示者は compliance@festo.com および/またはフェストの公式ウェブサイト www.festo.com/group で手配することができます。